

宮城県周産期母子医療センター認定・指定要綱の改正について

1. 改正の経緯

宮城県地域周産期母子医療センター認定要綱及び宮城県総合周産期母子医療センター指定要綱（以下、県要綱）は厚生労働省で示している周産期医療の体制構築に係る指針（以下、国指針）に基づき要綱を策定している。今年度、国指針が改定となったため合わせて県要綱の改正を行う。

2. 国指針における改正点

令和 2 年 4 月 1 3 日付け医政地発 0413 第 1 号一部改正「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の別紙「周産期医療の体制構築に係る指針」より

【地域周産期母子医療センター】国指針第 2 の 2 の（ 2 ）の②（オ）災害対策 概要

- （ 1 ）業務継続計画を策定していること（認定要件）
- （ 2 ）通常時の 6 割程度の発電容量のある自家発電機等を保有， 3 日分程度の備蓄燃料を確保しておくことが望ましい
- （ 3 ）災害時に少なくとも 3 日分の病院の機能を維持するための水を確保すること（停電時にも使用可能な地下水利用のための設備の整備，優先的な給水協定の締結等も含む）が望ましい

【総合周産期母子医療センター】国指針第 2 の 2 の（ 2 ）の③（カ）災害対策 概要

- （ 1 ）業務継続計画を策定していること。なお，被災時にはリエゾンを介して積極的に物資・人員支援を行うこと（指定要件）
- （ 2 ）通常時の 6 割程度の発電容量のある自家発電機等を保有， 3 日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと（指定要件）
- （ 3 ）災害時に少なくとも 3 日分の病院の機能を維持するための水を確保すること（停電時にも使用可能な地下水利用のための設備の整備，優先的な給水協定の締結等も含む）（指定要件）

県内，総合周産期母子医療センター 2 施設，地域周産期母子医療センター 8 施設は今回追加となった認定・指定要件はすべてクリアしているため，今後も認定継続とする。

周産期医療の体制構築に係る指針（令和 2 年 4 月 1 3 日一部改正医政地発 0413 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知別紙） 該当箇所抜粋

第 2 医療体制の構築に必要な事項

2 医療機関とその連携

(2) 各医療機能と連携

② 周産期に係る比較的高度な医療行為を実施することができる機能【地域周産期母子医療センター】

イ 医療機関に求められる事項

(オ) 災害対策

地域周産期母子医療センターは、災害時を見据えて、下記の対策を行うこと。

- a 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画を策定していること。
- b 通常時の 6 割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3 日分程度の備蓄燃料を確保しておくことが望ましい。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。
- c 災害時に少なくとも 3 日分の病院の機能を維持するための水を確保することが望ましい。具体的には、少なくとも 3 日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む。）を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないものとする。

③ 母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能【総合周産期母子医療センター】

イ 医療機関に求められる事項

(カ) 災害対策

総合周産期母子医療センターは、災害時を見据えて、下記の対策を行うこと。

- a 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画を策定していること。なお、自都道府県のみならず近隣都道府県の被災時においても、災害時小児周産期リエゾン等を介して物資や人員の支援を積極的に担うこと。
- b 通常時の 6 割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3 日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時

より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

- c. 災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む。）を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないものとする。